

第18回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和4年11月30日（水）
9時25分から11時10分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・なし

5 議事

- 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 議案第5号 非農地証明願について

- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:25	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第18回日南市農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に16番山口光彦委員、17番山本博己委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題といたします。 ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料7ページ、議案第4号農用地利用集積計画利用権設定、受付番号1番から3番につきましては、申請者本人から取り下げの申し出がありましたので削除をお願いいたします。また、総会資料15ページ、議案第4号農用地利用集積計画中間管理権設定、受付番号12番の3行目につきましては、中間管理機構より取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。これに伴いまして、総括表も修正になりますので、総会資料5ページと6ページの総括表は差し替えを配布いたします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました5件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番、2番、4番、5番は経営規模拡大のため、受付番号3番は経営移譲のためとなっております。 次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番は植林のためとなっております。 次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました11件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が10件で、受付番号1番は一般個人住宅用地のため、受付番号3番、4番、6番、9番、11番は植林のため

	事務局	め、受付番号 5 番、10 番は資材置場用地のため、受付番号 7 番、8 番は一般個人住宅駐車場用地のためとなっております。賃借権設定が 1 件で、受付番号 2 番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、11 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 1 件、所有権移転が 4 件、中間管理権設定が 6 件となっております。 次に、議案第 5 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 4 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番から 4 番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）

10 : 10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号1番について説明します。11月26日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、酒谷5区、下中野地区にある畜産業者畜舎から北へ約100m進んだ所です。譲渡人が所有していた家屋に隣接しており、現在譲受人がその家屋を賃借し申請地も管理しています。今回、譲受人が経営規模拡大するにあたり申請となったようです。譲受人は、ショウガ、ハバネロ等を栽培、加工する新規就農者で、申請地にはレモンなどの柑橘類が植栽されており、今後も適正管理していくということでした。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番山本です。受付番号2番について説明します。11月26日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、吾田地区西弁分の後河内周辺の農地です。譲渡人は財産整理で手放すとのことです。譲受人は経営規模拡大です。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2番田端です。受付番号3番について説明します。11月24日、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、酒谷地区で、酒谷ダムの展望台から国道を挟んだ坂元地区集落の一部です。譲受人の実家の周辺の農地です。現在も譲渡人と譲受人の姉と耕作しているようですが、高齢のため息子である譲受人に贈与されるそうです。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。

10 : 15	川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 4 番について説明します。11 月 24 日、譲渡人、譲受人に電話確認後、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、鵜戸地区富士で、国道 220 号線を宮崎方面に向かい、富士トンネルを抜けてすぐ左側にある道路下の農地です。譲渡人は高齢のため経営規模縮小です。譲受人は経営規模拡大です。地域の水利調整の取り決めを守り、農薬の使用方法については防除基準に従い水稻栽培を行うとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 5 番について説明します。11 月 25 日、譲渡人、譲受人に電話確認後、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷地区大藤で、老人福祉施設を過ぎてすぐ右側の水田です。譲受人は経営規模拡大し安定した経営を行いたいとのことで今回の契約となりました。譲受人は、露地野菜、施設野菜を作付けされています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 1 番について説明します。11 月 25 日、申請人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、吾田地区西弁分の後河内で、後河内公民館から北へ約 500m の所です。昨

10 : 20	山 本	年、原形変更で栗の木を植栽するとのことでしたが、その後の考えで、自分も高齢で管理できないと判断され、今回杉を植栽することにしたそうです。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 2 番について説明します。11 月 25 日、申請人に電話確認しました。平成 27 年に相続して以来山林となっており、今回、登記地目が畑であることが判明し申請となりました。申請地は、東郷地区益安で、県道 27 号線沿い益安交差点から北郷方面へ 100m 進み右折し約 2 km 山間部へ入った、ため池の周辺の 3 筆と、県道星倉風田線を益安交差点から風田方向へ約 1 km 進んだ左側です。申請地の周りはずべて山林で影響を与える農地はありません。造林計画、始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、11 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 1 番について説明します。11 月 25 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には、電話で確認しております。申請地は、飢肥地区板敷で飢肥駅より北へ 500 m 進み、西へ 300m 進んだ道路沿いです。周辺は住宅が 5 件ほどあり、その隣接地に 1 戸建住宅を建築するために今回の申請となったようです。譲渡人は、譲受人の妻が姪にあたるとのことです。贈与に

稲 山	て所有権移転するとのことです。雨水、生活排水は道路側溝へ流出します。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
山 口	はい、16 番山口です。受付番号 2 番について説明します。11 月 26 日と 28 日、貸付人、借受人へ電話確認しました。借受人は、飢肥在住の会社員で、農業、精米業を営む兼業農家です。11 月 28 日、現地調査しました。申請地は、飢肥三丁目で、飢肥の八幡神社から北に 150m 下った山川地区です。借受人の父親が昭和 44 年に申請地を借用して、住宅兼精米所を建築し宅地として利用しています。生活排水、汚水は合併浄化槽を設置し、雨水は市道に設置されている排水溝に流して処理しています。周囲は、宅地化しており影響を与える農地はありません。土地改良区の管轄外です。今般、所有者である貸付人が、隣接地を処分しましたが、その際に申請地を調査したところ、農地法の許可を得ずに建築していることがわかり申請となりました。始末書も添付されています。雨水、生活排水は道路側溝へ流出します。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
山 本	はい、17 番山本です。受付番号 3 番について説明します。11 月 26 日、譲受人と現地調査しました。申請地は、吾田地区西弁分後河内です。後河内と中浦の境目にあたり、後河内公民館より南西へ約 1 km の所です。譲渡人は、高齢で管理が出来ないため手放すとのことです。譲受人は林業経営者で植林して管理するとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番から 6 番について、担当委員より報告願います。
井 上 (友)	はい、1 番井上です。まず、受付番号 4 番について説明します。11 月 25 日、譲渡人に電話確認し、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、吾田地区上限谷で、上限谷公民館から飢肥へ

	井 上 (友)	向かう広域農道を 2.5 km 進んだ頂上から、右手へ入り車で 20 分程の上隈谷と後河内の境の山林です。所有権移転の際、無断転用が判明し今回の申請となったようです。始末書も添付されています。今後、譲受人は、山林として管理していくとのことです。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 5 番について説明します。11 月 25 日、譲渡人に電話確認し、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、吾田地区上隈谷で、上隈谷公民館から飢肥へ向かう広域農道を 1.5 km 進んだ左側の水田です。譲受人は、大規模なミカン農家で、申請地で竹を粉碎し発酵させ肥料を作り、自分の樹園地で使用することです。匂いや害が出ることはないそうですが、万が一クレーム等があった場合はその都度対応するとのことです。申請地は昔譲渡人が無断で埋め立てしたそうで始末書も添付されています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 6 番について説明します。譲渡人には何度も電話しますが連絡が取れませんでした。11 月 25 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、吾田地区上隈谷で、上隈谷公民館から細田方面へ向け 1.5 km 進んだ左側の山林です。現在伐採中です。譲渡人は、高齢で管理が出来なくなり、売却の際に無断転用が判明し今回の申請となったようです。始末書も添付されています。今後、譲受人は、山林として管理していくとのことです。以上 3 件の案件は問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 7 番から 10 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 7 番から 10 番について説明します。譲渡人は全て同一人物です。11 月 24 日、譲渡人、譲受人に電話確認し現地確認しました。まず、受付番号 7 番ですが、申請地は、鶴戸地区伊比井で、国道 220 号線を宮崎方面へ向かい、伊比井橋を渡り左折し、約 100m 先の左側です。敷地内には携帯電話の中継施設がありますが、そちらにも許可申請を出したとのことです。奥には、車止めを設置し、雨水は自然浸透と横の水路に排水するとのことです。問題ないと思います。

	川 添	続きまして、受付番号 8 番について説明します。申請地は受付番号 7 番の申請地から更に奥に約 100m 先の右側です。譲渡人宅地の横から後ろへかけての 3 筆です。現在の駐車場が手狭になったことから申請に至ったとのことです。3 方をブロック塀で囲まれており、農地に影響はありません。雨水は自然浸透します。 続きまして、受付番号 9 番について説明します。申請地は、同じく伊比井橋を左折して約 50m 先の道路の右側です。道路から一段高くなっており、平成 31 年に相続した時にはすでに山林化しており、現在に至っているとのことで始末書も添付されています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 10 番について説明します。申請地は同じく伊比井橋を渡り左折し約 100m 先の右側です。譲受人は建設会社を営んでおり、現在の資材置き場が手狭になったため、周辺地を模索していたところ、今回譲渡人と合意に至り申請したとのことです。周囲は宅地化しており、影響を与える農地はありません。雨水は自然浸透処理するとのことです。問題ないと思います。以上 4 件、ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
	作 本	はい、4 番作本です。受付番号 11 番について説明します。11 月 27 日、譲受人と現地調査しました。譲渡人は高齢で後継者もなく、以前より土地の処分先を探しておられました。譲受人は林業を営まれる方です。申請地は、細田地区下塚田で、下塚田公民館から大窪方面へ約 200m 行った所から北に約 1km 登った所にあります。周囲は、雑木林と山林に囲まれているところです。譲渡人が相続した時には既に杉が植林されていたそうです。今回の売買で地目が畑であり、 ・ 杉・ 雑木・ 雑木・ 雑木・ 雑木・ 雑木・ 雑木・ 雑木・ 雑木・ 雑木 有されており、今後も山林として管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長 全委員	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。 ありません。

10 : 32	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 11 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。受付番号 4 番について説明します。11 月 26 日、借受者立ち会いのもと現地確認しました。貸付者は宮崎市在住のため電話確認しました。申請地は北郷町大藤地区で、県道日南高岡線を田野方面へ進み、大藤交差点を右折し老人ホーム先の江良川を渡り、高速の高架を過ぎて 50m 先の右手の水田になります。借受者は、施設野菜、水稻を栽培しており問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
10 : 34	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12 番歌津です。受付番号 5 番について説明します。11 月 25 日、譲渡人の娘さんに電話確認しました。11 月 26 日、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、東郷地区風田で、国道 220 号線沿いのくろしお支援学校から山手に約 500m の所に 1 筆と、そこから直線距離で約 150m 奥の所に 1 筆の計 2 筆です。譲受者は、今までも作付けしており、譲渡者から売買の依頼があり購入することになりました。譲受者はこれまで同様、飼料作物を作付けしていくとのこと。何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

歌 津	します。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
河 野	はい、3 番河野です。受付番号 6 番について説明します。11 月 25 日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は北郷町内之田地区で、内之田駅から北郷方面へ約 200m の左側の水田です。譲受者は、隣接地でフラワーショップを経営しており、施設花き、水稻などを栽培しています。申請地には露地野菜などを栽培する予定です。譲渡者には 11 月 26 日に電話確認しております。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。
議 長	続きまして、受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 7 番について説明します。11 月 24 日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町北河内地区で、県道北郷都城線を都城方面へ向かい、坂元集落の中構バス停から左に市道を 50m 程行った道下の 3 筆です。現状は 1 枚田となっています。譲渡者は、後継者もなく、13 年前から譲受者に貸していましたが、今回譲渡となりました。譲受者は、水稻、ピーマン、スイートピー等を作付けされており問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 8 番について説明します。11 月 25 日、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。譲渡者には電話で確認しております。申請地は、南郷町脇本地区です。県道南郷北方線沿いの潟上小学校手前を西に 300 m 行った所の田です。譲受者は、180 頭の和牛繁殖農家です。譲渡者は、農業はされていません。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。

10:41	山 本	はい、議長。17 番山本です。
	議 長	17 番、山本委員。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 5 番について質問します。 面積は、4,500 m ² で対価が 80 万円となっていますが、あまりにも安いと思うのですが、これは、整理された田ですか。それとも山間部のぬかり田でしょうか。
	歌 津	はい、議長。12 番歌津です。
	議 長	12 番、歌津委員。
	歌 津	はい、12 番歌津です。80 万円とありますけれども、この地域はこのくらいの相場で推移しています。また譲渡者がお願いされており、どちらもこの価格で納得されております。
	議 長	よろしいでしょうか。
	山 本	はい、わかりました。
	議 長	その他、質問はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 9 番、10 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。受付番号 9 番、10 番については、申請地が隣接していますので一括して説明します。11 月 26 日、貸付者に確認し、現地調査しました。申請地は、飢肥地区楠原で、国道 222

山 口	線と広域農道が交差する山ノ口橋交差点を宮崎方面へ進んだ左側の田園の一面です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番、12 番について担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 11 番、12 番は関連がありますので一括して説明します。11 月 28 日、貸付者に連絡し現地確認しました。受付番号 11 番は、田が 44 筆、畑が 14 筆の合計 58 筆、受付番号 12 番は、田が 33 筆、畑が 19 筆の合計 52 筆です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 13 番、14 番について担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 13 番、14 番の貸付者は親子ですので一括して説明します。11 月 27 日、貸付者に面談し現地確認しました。申請地は、南郷町潟上地区で、潟上小学校から約 6km 串間方面へ進んだ、潟上上地区の手前の笹ノ久保集落にある貸付者の居宅周辺の半径 1 km に点在する、畑 17 筆、畑 26 筆です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員のから中間管理権設定について報告がありました。質疑はありませんか。
谷 口 (宏) 議長	はい、議長。9 番谷口です。 9 番、谷口委員。
谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。賃借の設定で、金額が 0 円となっており、地区をまたがった設定となっていますが、調整されているのでしょうか。

10:46	議 長	事務局お願いします。
	事務局	議案に記載してある通り、今回の案件は、本人が貸し付けて、本人に配分するというものと、貸付者の親族へ配分するという使用貸借であるため、0円となっております。
	議 長	よろしいでしょうか。
	谷 口 (宏)	はい、わかりました。
	議 長	その他、質問はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第4号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、非農地証明願について、4件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号1番について説明します。11月26日、代理人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は先ほど審議いただいた議案第1号農地法3条受付番号1番の近隣地です。申請地は山林化しており、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で、農地に復元するための物理的な条件整備は著しく困難であると判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (友)	はい、1番井上です。受付番号2番について説明します。11月26日に、代理人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、吾田地区隈谷で、クリーンセンター近くのゴルフ場より製紙会社の産廃処

10 : 50	井 上 (友)	分場方面に約 700m 入った所です。周囲は杉や竹で覆われ、日当たりも悪い状態でした。農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で、農地に復元するための物理的条件整備は著しく困難であると判断しました。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。まず受付番号 3 番について説明します。11 月 25 日、申請人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、鶴戸地区宮浦で、国道 220 号線沿い鶴戸交差点を過ぎ、約 100m 先の小さな橋を渡り左折し、約 500 m 奥の林道を 5m 程入った所です。境界には僅かですが、石積の跡が残っていました。現地は雑木が生い茂っており、山林化しています。農地として復元するのは困難だと思います。 続きまして、受付番号 4 番について説明します。11 月 26 日、申請人立会いのもと現地確認しました。申請地は鶴戸地区伊比井で、国道 220 号線沿い伊比井橋を渡り、左折し約 100m 進んだ所の右側に流れる川の対岸です。すぐ横には J R 日南線の線路があります。登記地目は田となっていますが、申請人が平成 31 年に相続する以前より、既に J R との境界が分からないほどとなっていたようです。農地として復元するのは困難だと思います。ご審議よろしく願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。

11:10		《報告事項》 終 了
-------	--	--------------------------

第18回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長 山口 光彦 

署名委員 山口 光彦 

山本 博己 